

令和 年 月 日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

所在地

申請者



令和 9 年度 委託訓練事業（長期高度人材育成コース）受託申請書

令和 9 年度岩手県が実施する委託訓練に係る業務を受託したく、下記のとおり申請いたします。

記

1 訓練科(コース)名	☐ 介護福祉士養成科 ☐ 保育士養成科 ☐ 国家資格等取得コース (養成科・コース)
2 訓練科(コース)内容	☐ ① 公的職業資格のうち国家資格（業務独占資格（法令の規定により当該資格を有しない者による当該資格に係る業務への従事が禁止されている資格をいう。以下同じ。）又は名称独占資格（法令の規定により当該資格を有しない者の当該資格の名称の使用が禁止されている資格をいう。以下同じ。））の取得を訓練目標とするもの
	☐ ② 経済産業省により公表されている「IT スキル標準（ITSS）」において「上位者の指導の下に、要求された作業を担当する」ことが出来ることとされているレベル 2 相当以上の資格取得を目標とするもの
	☐ ③ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく専修学校の専門課程のうち、専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程（平成 25 年文部科学省告示第 133 号）に基づき文部科学大臣が職業実践専門課程として認定したもの (☐ 当該年度の認定を申請中である。)
	☐ ④ 学校教育法に定める専門職大学院が実施する専門職学位課程の修了を目指すもの
3 訓練科(コース)の開講時間	: ~ : (1 日当たり 時間)

4 訓練科(コース)休講曜日	
5 訓練科(コース)の実施形態	☐ 独立したクラスとして実施する。 ☐ 本科生と同じクラスに編入して実施する。
6 受入れ可能人数※定員超も可 (最多・最少開講人数)	人 (最多 人 ・ 最少 人)
7 教材費等訓練生負担額	☐ テキスト代 (円) ☐ 材料費等 (円) ☐ その他 (円)
8 申請書添付書類	別添書類(様式第2号～第10号及び証明資料等)のとおり 委託訓練受託申請書添付書類及び資料一覧

※ 修了要件について

上記2①及び②により実施するものについては、総訓練設定時間の80%以上の訓練受講時間要件(以下「受講時間80%要件」という。)を満たし、かつ、設定した資格の取得を修了の要件とすること。また、国家資格に係る法律に基づき所管大臣等が指定する養成施設にて実施する訓練コースについては、当該指定の要件となる養成課程の修了(卒業)要件にも適合するものとする。

また、上記2③及び④により実施するものについては、受講時間80%要件を満たし、かつ、文部科学大臣の認定及び法律の基準に基づき設定される課程であることに鑑み、委託訓練実施施設の定める卒業要件を修了要件とすること。

委託訓練受託申請書添付書類及び資料一覧

【添付書類】

- (1) 誓約書（様式2）
- (2) 委託訓練の要素別点検表（様式3）
- (3) 実施施設の概要（様式4）
- (4) 委託訓練カリキュラム（様式5）
- (5) 訓練科の設定趣意書（様式6）
- (6) 講師名簿（様式7）
- (7) 使用教材等一覧（様式8）
- (8) 各種就職支援の実施状況（様式9）
- (9) 前年度又は直近2年間の平均の正社員就職率（ただし、介護福祉士養成科、保育士養成科は正社員以外も含む就職（30日未満の雇用は含まない）率）80%以上が確認出来る資料（様式10）

【資料】

- (10) 令和9年4月以降に有効な、県知事又は厚生労働大臣等関係大臣（以下「厚生労働大臣等」という。）が指定する養成施設であることを証する書類の写し（同大臣等に指定の申請中である場合は申請書の写しとし、変更の承認を申請中の場合は応募時点での同大臣等が指定した養成施設であることを証する書類及び令和9年4月以降に養成施設として有効とするために変更承認申請した書類のそれぞれの写し）
- (11) 委託業務に係る年間スケジュール表（年次ごとの概要・様式は任意）
- (12) 経費内訳書（参考様式）
- (13) ソフトウェアの使用許諾契約書等（写）（パソコンを使用する場合）
- (14) 雇用保険適用事業所設置届（写）（設置届けを提出している場合）
- (15) 職業紹介の許可・届出を証明する書類（写）（許可を受けている又は届出を提出している場合）
- (16) 法人登記簿謄本（写）又はそれに類するもの（申請日を含めて3か月以内に発行されたもの）
- (17) 県の各広域振興局長が発行する「県税及びその附帯徴収金に未納がない旨の証明書」及び税務署長が発行する「法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書」
- (18) 財務関係諸表（損益計算書、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書）
- (19) 施設案内図・配置図
- (20) 委託訓練実施施設に関する不動産登記簿謄本（写）（申請日を含めて3か月以内に発行されたもの）又は賃貸借契約書等（写）
- (21) 通常の入学生が支払う入学料及び授業料等が確認出来る資料
- (22) 専門学校の場合、職業実践専門課程として文部科学大臣から認定を受けていることを証明する書類（写）（認定を受けている場合）